

# 総合規制改革会議特区ワーキンググループ

## ヒヤリング資料

平成15年2月6日

農林水産省経営局  
構造改善課

# 「規制改革推進3か年計画（改定）」

（平成14年3月29日閣議決定）

## 13年度重点計画事項

### 10 農林水産業

農地法（昭和27年法律第229号）では、農地の法人による保有は、農業生産法人（農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社）のみが可能とされており、このうち株式会社形態の農業生産法人については農地法の改正により昨年3月から認められたところである。

農業生産法人については、主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること、法人の社員・株主が原則農地所有者等であること、外部からの出資を受ける場合、その総額で議決権の4分の1、個別企業では議決権の10分の1に制限されること、法人の理事、取締役の過半数が農業従事者等であること、など、その事業や構成員について一定の要件を設けているところである。

外部の株式会社の参入については、農地の投機的な取得や水管理・土地利用の混乱を招くおそれがある等の懸念も依然根強い。他方、上記のような要件等が、農業生産法人が自己資本の充実を図ることや企業が農業生産法人化することを、事実上、困難なものとしているという指摘もある。

農業の活性化とその健全な担い手を増やすための農業構造改革を早急に具体化するためには、農業生産法人の自己資本の充実や食品産業等の参画を図りつつ、経営形態の多様化を推進することが必要となっており、このため、以上のような農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講じる。【速やかに検証に着手し、平成14年度以降結論を得たものから逐次実施】

## 分野別措置事項

### 7 農林水産業関係

#### (2) 農林水産業分野の重点事項

##### 農業経営の法人化の推進

農業生産法人に係る現行制度や実態について検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講じることにより、経営形態の多様化の推進を図る。

#### (3) 個別事項

##### ア 農業・農産物等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
農業生産法人制度 (農林水産省)	農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講じる。	重点・農水	速やかに検証に着手	結論を得たものから逐次実施	



# 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（骨子）について

平成15年2月  
農林水産省経営局

## 趣旨

食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、集落営農組織の担い手としての育成、認定農業者に対する農用地の利用の集積及び農業生産法人による多様な経営展開を一層促進し、農業の構造改革を推進・加速させるための所要の措置を講ずる。

## 概要

### (1) 集落営農組織の担い手としての育成

地域の農地を面としてまとまって利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、農用地利用規程（ ）に担い手として位置付け得るようにすることにより、こうした組織の効率的かつ安定的な経営体への発展を促進する。

〔 農業経営基盤強化促進法に基づき地権者等が作成する農用地の利用に関する  
準則 〕

### (2) 遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置

遊休農地の利用増進を図るため、特定遊休農地（ ）の所有者等にその農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付ける（届出をしない場合には過料の徴収）。

〔 農業委員会が指導をした場合においても、なお相当期間耕作の目的に供されない農地であって、そのことが周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認められるもの 〕

届出のあった遊休農地利用計画に当該農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨が定められている場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による利用関係の調整及び農地保有合理化法人による買入協議の対象とする。

### (3) 農業生産法人による多様な経営展開

農業生産法人の多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等）がより容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件（ ）について認定期間中の特例措置を設ける。

〔 農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農協、農地保有合理化法人以外の  
構成員の議決権は、総議決権の4分の1以下、1構成員では10分の1以下 〕